

(山形真理子・金沢大学国際文化資源学研究センター)

参考文献

- Kim, Nam C.; Lai Van Toi; and Trinh Hoang Hiep.
2010. Co Loa: An Investigation of Vietnam's
Ancient Capital. *Antiquity* 84: 1011-1027.
- 西村昌也; グエン・クアン・チュン・ティエン; 野
間晴雄; 熊野 建 (編). 2012. 『フエ地域の歴
史と文化——周辺集落と外からの視点』大
阪: 関西大学文化交渉学教育研究拠点.
- 西村昌也 (編). 2013. 『大越・チャンパの都城・
城郭遺跡の基礎的研究』山口: 東南アジア埋
蔵文化財保護基金.

高田洋子. 『メコンデルタの大土地所有
——無主の土地から多民族社会へ フランス
植民地主義の 80 年』地域研究叢書 27. 京都
大学学術出版会, 2014, xiii+445p.

本書は、フランス植民地政府が実施した国有地
の払い下げ制度 (コンセッション) が、いかにメ
コンデルタに大土地所有制を生み出したかを、多
民族社会の形成という視点も意識しながら明ら
かにしたものである。国有地の払い下げ制度とは、
無主の未登記地を「国有地」とした上でこれを払
い下げる制度であり、植民地期には入植者がデル
タの未墾地を入手する唯一の手段であった。国有
地の払い下げ制度は 19 世紀半ば以降の導入以来、
1920 年代に至るまで幾度も改訂されたが、申請者
は定められた期間内に開墾し、地税を支払えば所
有権が認められるという骨子は変わらず、既に人
が定住していた地域で進められた土地登記制度と
並び、フランスが導入した近代的土地所有制度の
基本的な柱の一つであった (pp. 30, 102-105, 152)。
またメコンデルタにおける大土地所有制とは、著
者によれば不在大地主制の下での輸出米増産シス
テムを指し、これはインドシナにおけるフランス
植民地体制の経済的支柱であり、政治的・社会的
支配の根幹をなすものであった (p. 3)。

本書は比較的長い 5 章と終章の合計 6 章から成

り、これに著者が 1996 年から 2008 年の間に農村
で実施した古老からの聞き取り調査の内容が資料
として添付されている。このうち 1 章から 3 章は、
官報等のフランス側の史料に基づく 80 年代までに
発表した論文を中心としたメコンデルタ全体の開
墾に関わる論考であり、4 章と 5 章は 90 年代にベ
トナムでの調査環境が改善され、農村での隣地調
査、文書館での地方行政文書、地簿等の閲覧が可
能になって以降、これらに基づいて発表した、
省・村落レベルのミクロ・ヒストリーとなっている。
各章の概略は以下である。

第 1 章は続く章の土台として、本書の分析視覚、
必要な限りのベトナム史の概要、先行研究および
植民地時代の法制度について述べている。冒頭で
はメコンデルタの大土地所有の問題を取り上げる
理由として、この地域が第 1 次、第 2 次インドシ
ナ戦争における南ベトナム政府への抵抗勢力の拠
点であり、第 3 次インドシナ戦争においても紛争
の発生地であったこと、その背景には植民地時代
に発生した大土地所有の問題があったことを挙げ
ている (p. 4)。しかしながら土地問題は重要な
性ゆえに、長らくタブー視されており、地簿など
の史料の閲覧は外国人研究者には制限されてきた。
そのため、著者によればメコンデルタの大土地所
有制の問題を正面から論じた研究はほとんど存在
しない。そこで著者は大土地所有の成立要因とし
てフランス植民地政府が実施した国有地の払い下
げ制度に注目し、これに関わる史料の分析を通じ
て、メコンデルタの不在大地主制の生成過程を明
らかにするとしている (pp. 5-6)。

第 2 章では、コメの輸出量、輸出先の推移から
デルタの開墾の時期区分を行い、併せて貿易に多
大な影響を及ぼしたフランスの貿易・関税政策に
ついて言及している。第 1 期 (1860-70 年代)
は、まだフランスが開墾政策を打ち出す前で、コ
メの年平均輸出量は 16 万トン程度であり、輸出先
の約 7 割が香港であった。第 2 期 (1880-90 年代)
になるとフランス植民地支配のための行政的な基
礎も確立され、バサック川以東および右岸流域の
開発が進み、水田面積は仏領期の 8~9 割に達した。
これによりコメの年間平均輸出量は第 1 期の 3 倍
以上の 52 万トン以上に増加した。この時期の輸出

先としては、フィリピン、インドネシアなどの東南アジア市場とフランス及びフランス植民地の重要性が増した。第3期(1900-10年代)は、開発の波が、フランス植民地政府による排水運河の建設によって可耕地となったバサック川以西の広大な低湿地帯に及び、コメの年間平均輸出量は100万トンを超えるようになった。第4期(1920年代)は、第1次大戦後の米価の高騰を受けてフランス資本が大量に農業部門に投入され、植民地期最大の開発の時代となり、この時期のコメ輸出量は年平均132万トンを推移した。輸出先は再び香港が盛り返し、全体の6割近くを占めるようになった。第5期(1930年代)は世界恐慌の影響により輸出量が一旦減少した後、低米価の中で輸出量が増加し、年平均143万トンと最大量を輸出した時期となった。増加したコメの輸入を引き受けたのはフランスとフランス植民地であり、輸出先の5割以上がこれらに向かった(pp.57-62, 69-78)。19世紀末以降にフランスとフランス植民地向けの輸出が伸びた理由は、香港市場向けの精米度が低いコメの輸出税を引き上げたのに対し、同地へ輸出税は低額であったためである(pp.80-82)。

第3章では、コーチシナにおける国有地払い下げの実施状況を①19世紀末まで、②20世紀初頭、③両戦間期の3つの時代に分け、省別、規模別、民族別に分類し、丹念に分析している。ここでは、19世紀末には小規模な払い下げが多く実施されたが、優遇措置の下で植民地官吏、カトリック教会の宣教師などフランス人への大規模な払い下げがすでに見られていたこと、この傾向は開発がデルタの西部に及んだ20世紀以降にさらに顕著になり、世界恐慌後の1930年代に至ってもまだ払い下げは盛んに行われていたことなどが明らかにされている。1940年までの累計で、譲渡が確定した面積は現地人で約92万ヘクタール(9万3897件)、フランス人で約21万ヘクタール(1,665件)であった(pp.115, 118-120, 132-133, 171, 175)。

第4章は、1920年代以降に国有地の払い下げがとりわけ大量に行われ、大土地所有の発生が顕著であったバクリュウ省を取り上げ、入植・村の創設の様子を辿り、大規模な払い下げを個別事例まで掘り下げて検討している。

第5章は、著者が90年代後半に隣地調査を行ったメコンデルタの二つの農村、バサック川西に位置するカントー省トイライ村とバサック川河口のチャヴィン省ホアトゥン村の開拓・入植、当時の地主と小作人の関係から独立戦争後の農地改革による大土地所有制の崩壊までを古老からの聞き取り調査に基づき明らかにしている。特に後者の村は、元々クメール人が居住していた古村であり、ここにベトナム人が進出した様子も明らかにされている(pp.280-284)。

メコンデルタの開拓の様子を生き生きと描いた本書は、イギリス植民地時代のビルマのイラワジデルタの経済史研究を専門とする評者にとっても非常に興味深く、参考になる点が多く含まれていた。イラワジデルタとの比較から3点ほど論点を提示して、書評を締めくくりたい。

第1点目は、本書の中心的テーマである国有地の払い下げ制度についてである。イラワジデルタでは、イギリス植民地政府は税収の確保と開墾の促進を目的として、地租制度と結びついた5つの土地取得制度を導入した。開墾が進展し始める以前の1870年代までは、開墾を促進するため、事実上、政府の許可なく自由に荒蕪地を占拠することを認めた①「スクウォッター制度」(squatter system)や、地租査定を行った土地に対して数年間のリース権を発行し、リース期間中は耕地を拡大しても拡大した耕地に対する追加的な地代を支払う必要のないという②「リース制度」(lease system)を実施した。また資本家による大規模な開発向けには③「譲渡制度」(grant system)も設けられた。開墾が急激に進展し始めた1870年代以降には、土地政策は開墾の促進から自作農の育成、土地取得の規制に目的が改められ、15~50エーカーの荒蕪地を譲与する④「パッタ制度」(patta system)が重視されるようになった。パッタ(地券)の申請者は、開墾に必要な種籾、役畜、現金など資力を持ち、且つ実際の耕作者であることを示す必要があったので、自作農の育成に有効と考えられたためである。また20世紀以降には政府の小作人として荒蕪地に入植させ、協同組合を中心とした営農を行わせる⑤「植民制度」(colonisation system)も試験的に実施された[Furnivall 1957:

50-57]。これらの内、メコンデルタの国有地払い下げと類似しているのは、③「譲渡制度」と④「パッタ制度」であるが、イラワジデルタにおいてこれらの制度はほとんど機能しなかった。前者の申請は少なかったとされているし、後者も申請が一つの地域に集中し数百件から時には数千件にもわたったため、申請者の資格を十分に審査することはできず、譲渡の実施も遅れがちとなった。結局、先に開墾を始めてしまい、役人に賄賂と地税を支払えたものが土地を獲得したとされ、パッタ制度は20世紀初頭には廃止された。イラワジデルタとメコンデルタの間でこのような違いが生じた要因を探ることは興味深い。もっともメコンデルタでも、払い下げを受けるためには役所で手続きを踏まなければならない難しさがあり、実際には多くの問題があったと書かれている (p. 152)。また自由に開墾する慣習が20世紀まで残っており、苦勞して開墾した土地が国有地の払い下げ申請中に他人の土地となっていたことが分かり、裁判が多発したとの記述も見られるので、ビルマと同様の事も起こったようである (pp. 151, 334)。中・小規模の払い下げは本書の主たるテーマではないが、その実態を明らかにすることはとりわけ後半部分のミクロ・ヒストリーにとって重要であると思われる。

第2点目は、大土地所有が発生した原因についてである。イラワジデルタも大規模な不在地主が発生したが、原因は土地を担保に借金をした農民が返済できずに土地を喪失したことによる。主な貸し手はインド人チェッティヤーであった。本書では大土地所有の発生原因を大規模な国有地の払い下げに求めているが、メコンデルタでも抵当物の請戻し権喪失や購入による土地集積は、大規模な不在地主を形成した重要な要因だったのではないだろうか。実際、聞き取り調査では、購入によって土地集積が進められたことが明らかにされている (p. 294)。また第4章の表4-9aのイヴ・アンリの著作に基づく規模別土地所有者数では、バクリュウ省の50ヘクタール以上の大規模な土地の所有者数は1920年の時点で合計1,064名にのぼっているのに対し、表4-10に挙げられている50ヘクタール以上の大規模な国有地の払い下げ件数は、

1897年から1941年までの累計でも190名に過ぎない。二つの表の間の差異については、払い下げが行われた後に分割して相続又は売却されたなど様々な要因が考えられるが、大土地所有制が発達した要因についてはさらに検証する必要があるように思える。

第3点目は、植民地政策についてである。イギリス植民地政府はビルマでは当初から自作農の育成を目指しており、早くも1880年代には地主への土地所有の移転を防ぐ法案や小作法の制定が議論されていた。また世界恐慌後の1930年代には不在地主、とりわけチェッティヤーの元に土地が集積し、農村部の不安が増大した。そのため1940年には小作法や不在地主への土地の譲渡を禁止する土地譲渡法、および独立後の農地改革の先駆けとなる不在地主からの土地の買い上げ法が成立した。フランス植民地政府はコーチシナの土地政策についてどのような見解を持ち、それは時代によりどう変化したのだろうか。これについては本書でも、投機目的での土地取得を規制しようとしたことや、自作農の育成が目指されたこと (pp. 105, 115) などの記述は見られるが、明示されていない。他方で植民地期のフランス人研究者はメコンデルタに関心が薄かったことや、イヴ・アンリはトンキンの人口過剰と無産農民階級を問題にした一方でコーチシナについては未開地の存在を問題にして、トンキンからの移住政策を提案したことが紹介されている (p. 16)。当時、大土地所有はフランス政府を動かすほどの問題とはなっていなかったのか、あるいは自国民が土地を所有していたために問題にしなかったのだろうか。

イラワジデルタとの比較から挙げた以上の論点は、おそらく作成された史料やその残存具合に由来する研究史の違いにあり、ないものねだりかもしれない。本書はベトナム史研究者のみならず、この時代の東南アジア史経済研究者にとって必読書である。

(水野明日香・亜細亜大学経済学部)

参考文献

Furnivall, J. S. 1957. *An Introduction to the Political*

Economy of Burma. 3rd ed. Rangoon: Peoples' Literature Committee & House.

小島敬裕、『国境と仏教実践——中国・ミャンマー境域における上座仏教徒社会の民族誌』京都大学学術出版会、2014、iv+330p.

本書が取り上げる徳宏州瑞麗市は、シャン文化圏・上座仏教圏の周縁、ミャンマーと中華人民共和国の境域に位置し、文化的にも政治的にも複雑な歴史的蓄積を持つ場所である。中国語、ビルマ語、シャン語（徳宏タイ語）に通じた著者は、この地でフィールドワークを行うに相応しい資質を備え、丁寧な調査によって、実証的で資料的価値の高い作品を書き上げた。

本書の最大の特徴は、ミャンマー側の政治状況やシャン州と徳宏州の繋がりを明らかにしたことであろう。著者が述べるとおり、先行研究は中華人民共和国のなかの辺疆の少数民族地域という視点から徳宏を見るものが大半なのに対して、本書は過去および現在進行形のミャンマー側との繋がりに着目して重点的に記述している。また、ミャンマーでの出家経験を生かして、上座仏教圏における徳宏の宗教実践の特殊な位置付けを明らかにしている。

著者はまず、僧侶に負けず劣らず俗人信徒が宗教実践に大きな役割を果たす徳宏の上座仏教の特徴を序章で示唆したのち、第1章と第2章で徳宏の地理的歴史的特徴や、調査村の行政上の位置付け、村落空間内の宗教施設の配置などを概説し、そのなかで徳宏上座仏教において出家者が少数にとどまる背景に触れる。それを受けて第3章では2006年から2007年の1年間に著者が経験した様々な儀礼や祭りを紹介しながら、在家の人々が村の宗教的行事のなかでいかに大きな役割を果たしているかを記述する。第4章では、諸々のいわゆる危機儀礼について詳述しながら、僧侶を含む多様な宗教的職能者の存在を明らかにし、第5章ではその中でも上座仏教儀礼において特に重要な役割を果たすホールーと呼ばれる人々に着目し、彼らの宗教的実践とミャンマーとの繋がりを明らかにする。第6章では、徳宏の上座仏教に、教派

や個人のレベルで実践の多様性が顕著に見られることを指摘し、それをミャンマーと中華人民共和国の宗教政策の違いという観点から説明し、終章ではこれまで紹介してきたような実践が、交通網や観光業の発達によって大きく変化する可能性を示唆して筆を擱く。

本書を一読して気付くのは、冒頭にも述べたが、実証性の高さである。たとえば、一つの村が正規の男性僧侶を寺に止住させる場合には女性修行者を止住させる場合よりも村の金銭的負担が増えること、また、僧侶の移動先としての西双版纳とタイの近さおよび徳宏とミャンマーの縁の深さといったことは、もともと指摘されていたが、ここまできちんとデータを示して立証したのはおそらくこれが初めてであろう。その他にも、各寺院に止住する僧侶や見習僧などの人数、調査村に移住してきた個々の漢族の基本情報一覧などのきめ細かいデータが並び、現地で使われている種々の暦の違い、各教派ごとの出家者の種類の違いなどが網羅的に説明されている。しかも、主な儀礼についてはQRコードが付され、スマートフォンで読み込むことで動画資料にもアクセスできる仕掛けになっている。

ただし、それと同時に気になるのは、著者が個別の事実を丁寧に実証しようとするあまり、重要な問いが分断されていることである。それはたとえば、徳宏における積徳行とはどういうものなのかといった問いである。著者は冒頭で上座仏教社会の一般的な在り方として、「在家者は出家者への布施によって功德を積むというような相互関係が存在する」（p.11）と指摘し、それにもかかわらず徳宏にはなぜ出家者が少ないのかを問おうとする。しかしこの問いは、それが直接問われた第2章においては、「出家者のなり手が少ないから」「昔から出家慣行が強くなかったから」「男子が出家して自身あるいは両親のために功德を積むという観念が希薄だから」といった答えで止まってしまい、より深い「なぜ」の問いにはつながらない。しかし、その後の記述を見ると、やはり男子の出家は人々にとって功德を積むよい機会らしく、一人の出家者に対して大量の施主が付くこと（p.105）、出家者よりも直接仏像に供物を奉納して功德を積